

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
老人保護措置事業	老人福祉法に基づき、要援護高齢者を養護老人ホームに入所措置することにより、当該高齢者等の福祉の向上を図る。	保健福祉課へ相談	在宅での生活が困難な状況にあるひとり暮らし高齢者等		費用徴収基準による	老人福祉法	保健福祉課
生きがい活動支援通所事業 (生きがいデイサービス)	高齢者が自立した生きがいの持てる生活が送れるよう、豊栄のさにて介護予防活動などの デイサービス事業 を提供する。	保健福祉課へ登録申請書を提出	要介護認定で自立及び要支援に認定された65歳以上の方。および概ね60歳以上の方	2回～3回程度/週	600円/回	介護予防・生活支援事業実施要綱	保健福祉課
高齢者地域ふれあい交流事業	高齢者を対象に健康増進と介護予防を図る。	地域総合センターに申請書を提出	おおむね65歳以上で自主自立の生活ができています	毎月2回（第2・4水曜日）	200円/回	高齢者地域ふれあい交流事業	人権政策課 (地域総合センター)
高齢者小規模住宅改造助成事業	要介護2以上の高齢者が、在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するため、日常動作能力の低下した高齢者の排泄・入浴・移動などを容易にするための住宅改造に必要な経費を助成し、ねたきり予防、生活の助長、家族介護の軽減を図る。	保健福祉課へ必要書類を提出 ・申請書 ・改造経費の見積書 ・平面図 ・改造前の写真 ※改修工事の着工までに事前協議必要	以下のすべてに該当する町内居住の方 ①満65歳以上の方 ②日常生活を営むのに支障があり、住宅改造が必要な方 ③準寝たきりおよび寝たきり(判定基準ランクA・B・C)に該当する方 ④滋賀県在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方 ⑤ 要介護2以上の方 ⑥ 所得制限限度額を超えない方 ※介護保険法に基づく住宅改修費を受給できる場合は、これを優先する。	1回/1住宅	対象経費と50万円を比較して低い方の2分の1を助成	高齢者小規模住宅改造助成事業実施要綱	保健福祉課
紙おむつ支給事業	在宅で生活している高齢者の福祉向上を目的に紙おむつを必要とする場合に予算の範囲内で支給する。 ※年6回奇数月に現物支給	保健福祉課へ申請書を提出	豊郷町の介護保険被保険者で介護保険法に基づく要介護認定4及び5に認定された方。介護保険法に基づく要介護認定3に認定され、認知症により失禁状態であり紙おむつを必要とする方。			紙おむつ支給事業実施要綱	保健福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
外出支援サービス事業 (すまいるたうんばす)	交通機関を利用することが困難な方に対して、移送用車両により、利用者の地域と、町内の商用施設や医療機関等との間を送迎することにより、外出の負担軽減を図る。 医療機関からの帰宅に限りデマンド運行を実施。	不要 ※地域の各指定場所から乗降	次のいずれかの方。 ① 概ね65歳以上の高齢者の方 ② 介護保険法に基づく第2号被保険者の方 ③ 必要と認められる介護者の方	月曜日～金曜日 8:15～16:40 (但、日曜日、土曜日、年末年始、祝祭日を除く)	無料	すまいるたうんばす運行事業運営要綱	保健福祉課
緊急通報整備事業 (緊急通報システム)	在宅ひとり暮らし高齢者等の急病・事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全を確保するため、受信センターに看護師等を配置し、通報機器を貸与する。	保健福祉課へ利用申請書を提出	概ね65才以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯等		費用徴収基準による ・126～210円/月額 程度 ・維持管理・修繕等に要する費用は利用者実費負担	豊郷町緊急通報システム事業実施要綱	保健福祉課
敬老祝賀事業 (長寿祝金等の支給)	多年にわたって社会を支えてきた高齢者に対し、敬老の意を表し長寿祝金を支給する。 ①満88歳 10,000円 ②満100歳 100,000円	不要	町内に1年以上住所を有し、かつ、居住する満88歳および満100歳の高齢者			長寿祝金条例	保健福祉課
福祉用具の貸出し (相談)	身体の機能低下防止・機能回復・介護負担の軽減等を目的として、在宅の寝たきり高齢者等に福祉用具(車いす)を貸出しする。また、福祉用具の購入等にかかる相談により、身体等の状況にあった適正な福祉用具の有効利用を図る。	社会福祉協議会へ相談	介護保険の対象とならない高齢者等で、貸出しが必要と認められる方	3ヶ月以内	・車イス 300円/月 ・相談 無料		地域包括支援センター 社会福祉協議会
在宅老人給食サービス事業補助金	公民館等で老人クラブなどが行う給食サービス事業(食事会)に要する経費(食材費)について、予算の範囲内で補助金を交付する。 1食あたり400円が限度額。	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出(サービスの利用については、各実施団体へ申し込み)	*補助金交付申請者 単体老人クラブ *サービス利用対象者 概ね65歳以上の高齢者		*サービスの利用者負担金額は、各実施団体により決定。	在宅老人給食サービス事業補助金交付要綱	保健福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
豊郷町宅老所等整備運営補助	高齢者が同世代や他世代との交流により要介護状態になることを予防し、高齢者が心身の健康保持・増進を図ることを目的として宅老所等の整備運営事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 *施設整備費 2,000,000円以内 *設備整備費 150,000円以内 *施設運営費 30,000円/月 *施設修繕費 250,000円	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出 (事前協議必要)	宅老所を整備・運営しようとする社会福祉法人、医療法人、農業協同組合、および特定非営利活動法人であって、本事業の継続性が認められる者			宅老所等整備運営費補助金交付要綱	保健福祉課
地域見守り実施事業	在宅高齢者の福祉の増進を図るため、町内自治会が行う見守り活動事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付する。	保健福祉課へ補助金交付申請書を提出	町内自治会			在宅高齢者見守り運動実施事業補助金交付要綱	保健福祉課
成人すこやか健診 国保特定健診 後期高齢者健診	特定健診・後期高齢者健診は各保険者により実施される。「特定健康診査(特定健診)」は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的とした健診で、40~74歳(実施年度内の年齢)の方を対象に、すべての医療保険で実施が義務づけられ、豊郷町では豊郷町国民健康保険の方を対象に国保特定健診を実施する。後期高齢者健診は75歳以上の方(生活習慣病で定期的に通院・検査をしている方を除く)を対象に後期高齢者医療保険により実施される。	成人すこやか健診：国保特定健診の集団健診と同時実施(一部要予約)。令和元年より町内医療機関での個別健診も実施(要予約)。(20~74歳で医療保険に入っていない者については、個別に受診券を送付予定。受診票を持参のうえ、受診。) 国保特定健診：町より受診券を発送、健康保険証と両方を健診会場に持参する。集団健診・医療機関での個別健診対応。 後期高齢者健診：受診券を発送、医療機関にて個別健診にて対応。	成人すこやか健診 ・20~39歳は、職場で健診を受ける機会のない者 ・20~74歳で医療保険に入っていない者 国保特定健診 40~74歳の豊郷町国民健康保険被保険者 後期高齢者健診 75歳以上の者で、生活習慣病で定期的に通院・血液検査をされていない方	年1回	成人すこやか健診： 無料 国保特定健診： 無料 後期高齢者健診： 無料	高齢者の医療の確保に関する法律 健康増進法	医療保険課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
各種がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療を目的とする。	電話等による申し込みをし、集団健診にて実施。子宮頸がん・乳がん検診・胃がん検診（胃内視鏡検査）は医療機関委託も実施	胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診：40歳以上の者 子宮頸がん検診：20歳以上の女性 乳がん検診：40歳以上の女性 胃がん検診（胃内視鏡検査）：50歳以上の偶数年齢の方	年1回 *子宮頸がん・乳がん検診・胃がん検診（胃内視鏡検査）は2年に1回	〈集団健診〉 無料 〈医療機関委託〉 子宮頸がん検診・乳がん検診：無料 胃がん検診（内視鏡検査）3,500円 生活保護世帯・非課税世帯は無料	健康増進法	医療保険課
結核検診	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により結核の早期発見・早期治療を図ることを目的とする。	集団検診にて実施（最寄りの会場で受診）	65歳以上の者	年1回	無料	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	医療保険課
骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診の実施。早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。	電話等による申し込み	30歳以上の女性	年1回	無料	健康増進法	医療保険課
肝炎ウイルス検診	肝炎に関する正しい知識の普及と受診者自身が感染状況を認識し、必要に応じて保健指導・受診により肝炎による健康被害を回避、症状軽減、進行遅延を図ることを目的とする。	対象者へ個別通知し、国保特定健診(集団)または指定医療機関での個別検診で対応	・今年度40・45・50・55・60・65・70歳に達する方で、今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	1回	無料	健康増進法	医療保険課
老人健康教育 介護予防講座	各老人会等から要請を受け、社会福祉協議会、医療保険課、地域包括支援センターと協議し実施する。	地域包括支援センターまで	老人会会員など 10人程度の小規模の集まりの場合は「おでかけ脳トレ教室」も対応可能		無料		医療保険課 地域包括支援センター

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要項等	担当課
元気力アップ教室事業	おおむね65歳以上の、介護保険未申請者対象に、毎週土曜日6ヵ月間専門職による指導による体力づくりを実施する。(豊郷病院に委託) 感染予防に留意し、豊郷町民体育館で実施。元気力アップ教室卒業議の方の健康づくりの場「元気力アップ教室アルファ」も同じ場所で時間を変えて実施する。	年2回広報等で募集。個別通知(申込・予約制)	おおむね65歳以上の介護保険申請をされていない方	年1回 (毎週土曜日×約6ヵ月分)	無料		地域包括支援センター
後期になっても一生青春事業	75歳到達者等後期高齢者医療保険の対象となった方で、介護保険未申請者対象に、後期の医療制度の説明とフレイル予防等の健康講座を実施し心身ともに元気に過ごす支援を図る。	対象者へ個別通知(予約制)	75、76、77歳到達者で介護保険申請をされていない後期高齢者医療保険被保険者	1回	無料		医療保険課 地域包括支援センター
高齢者あんしん見守り家族支援サービス事業	認知症により行方不明の可能性がある高齢者(以下「対象者」という。)に対し、簡易型携帯発信機器(以下「機器」という。)を導入時の初期費用の一部を助成する。	地域包括支援センターにて相談を受け付けている。状況に応じて個別に対応。	①医師より認知症の診断を受けた者 ②豊郷町内に住民登録し、かつ、豊郷町内に居住している者 ③豊郷町で要介護・要支援認定を受けている者 ④町民税、介護保険料、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料、町営住宅等家賃に未納がない者 ⑤申請時に入院または施設に入所していない者。 上記のすべてに該当する者		上限を1万円とし、助成対象費用の100分の90の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て)とする。生活保護世帯に属する者については、助成対象費用の全額を助成する。	高齢者あんしん見守り家族支援サービス事業実施要綱	地域包括支援センター